

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
R6.11.19	住居表示変更	変更前	郵便局	550230	仙崎郵便局	-	山口県長門市仙崎錦町1302-10	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	550230	仙崎郵便局	-	山口県長門市仙崎1302-10	○	○	○	○	○	○	-	
R6.11.29	契約解除	変更前	営業所	947460	七飯大川簡易郵便局	○	北海道亀田郡七飯町大川1-3-11	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R6.12.5	契約解除	変更前	営業所	228900	菰野潤田簡易郵便局	○	三重県三重郡菰野町潤田南野720-1	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R6.12.5	契約解除	変更前	営業所	797140	河地簡易郵便局	○	鹿児島県大島郡伊仙町糸木名河地749	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R6.12.10	契約解除	変更前	営業所	767280	蕨簡易郵便局	○	長崎県五島市蕨444-4	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R6.12.15	契約解除	変更前	営業所	847750	小友簡易郵便局	○	青森県弘前市小友宇田野216-1	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R7.1.1	業務変更	変更前	郵便局	917180	帯広西二十一条簡易郵便局	○	北海道帯広市西二十一条南2-44-22	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	917180	帯広西二十一条簡易郵便局	○	北海道帯広市西二十一条南2-44-22	-	○	○	×	○	○	-	
R7.1.6	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	548280	備前犬島簡易郵便局	○	岡山県岡山市東区犬島312	○	○	○	×	○	○	-	
R7.1.6	移転	変更前	営業所	707200	琉球大学病院内簡易郵便局	○	沖縄県中頭郡西原町上原207	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	営業所	707200	琉球大学病院内簡易郵便局	○	沖縄県宜野湾市喜友名1076	-	○	○	×	○	○	-	
R7.1.11	住居表示変更	変更前	郵便局	723030	別府春木郵便局	-	大分県別府市春木5組3	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	723030	別府春木郵便局	-	大分県別府市春木町8-21	-	○	○	○	○	○	-	

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
R7.1.14	移転	変更前	営業所	438910	狭戸簡易郵便局	○	兵庫県姫路市安富町狭戸230	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	営業所	438910	狭戸簡易郵便局	○	兵庫県姫路市安富町狭戸536-1	-	○	○	×	○	○	-	
R7.1.20	移転	変更前	郵便局	231700	原保郵便局	-	静岡県伊豆市原保258-1	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	231700	原保郵便局	-	静岡県伊豆市原保189-1	○	○	○	○	○	○	-	
R7.1.27	移転	変更前	郵便局	332230	福井開発郵便局	-	福井県福井市西開発2-204-2	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	332230	福井開発郵便局	-	福井県福井市西開発3-205	-	○	○	○	○	○	-	
R7.1.31	契約解除	変更前	営業所	127850	貝塚簡易郵便局	○	新潟県佐渡市貝塚260	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R7.1.31	契約解除	変更前	営業所	786210	西海簡易郵便局	○	鹿児島県熊毛郡南種子町西之2895	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R7.1.31	契約解除	変更前	営業所	837030	白山簡易郵便局	○	岩手県奥州市前沢白山繁長10	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

注1 郵便局及び会社の営業所の別に整理すること。

2 当該郵便局又は当該営業所が簡易郵便局である場合は、「簡易郵便局」の欄に「○」を記入すること。

3 所在地が第四条第五項に規定する過疎地に該当するときは、「過疎地」の欄に「○」を記入すること。

4 (1)から(5)までについては、実施する業務には「○」、実施しない業務には「×」を各該当欄に記入すること。

5 当該郵便局又は当該営業所に関連銀行又は関連保険会社の営業所が併設されている場合は、併設されている営業所に応じて、「関連銀行又は関連保険会社の営業所」の欄に「関連銀行」又は「関連保険会社」を記入すること。その他届出時の状況に応じて備考欄に記入すること。